

久留米市ガバメントクラウド接続及び共通基盤システムの導入・運用保守業務委託公募型プロ
ポーザル実施要項

1. 目的

本要項は、「久留米市ガバメントクラウド接続及び共通基盤システムの導入・運用保守業務委託」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2. 業務概要

- (1) 業務名 久留米市ガバメントクラウド接続及び共通基盤システムの導入・運用保守業務委託
- (2) 業務内容 「久留米市共通基盤システムの導入及び運用保守業務委託仕様書」及び「久留米市ガバメントクラウド利用に係るネットワークおよび環境の設計構築・運用保守業務仕様書」のとおり
- (3) 業務期間
- ①ガバメントクラウド接続
構築期間 : 契約締結日の翌日から令和6年12月31日まで
回線利用期間: 令和7年1月1日から令和7年3月31日まで
- ②共通基盤 (ファイル連携)
構築期間 : 契約締結日の翌日から令和7年12月31日まで
運用保守期間: 令和8年1月1日から令和8年3月31日まで
- ③共通基盤 (クライアント管理、サーバ管理)
構築期間 : 契約締結日の翌日から令和7年12月31日まで (仮稼働期間含む)
運用保守期間: 令和8年1月1日から令和12年12月31日まで
- ※上記①、②、③はそれぞれ別契約とする。
- (4) 業務場所 久留米市本庁舎および該当出先機関

3. 予算額

見積金額の上限は、433,842,964円 (消費税及び地方消費税相当額を含まない) とする。

また、各業務及び各年度における上限額は以下のとおりである。

① ガバメントクラウド接続

構築にかかる予算

年度	上限額 (税別)	備考
令和6年度	17,214,000円	

回線利用にかかる予算

年度	上限額 (税別)	備考
令和6年度	2,145,000円	令和7年1月1日から 令和7年3月31日までの期間とし、 月額715,000円を上限とする

② 共通基盤（ファイル連携）

年度	上限額（税別）	備考
令和6年度	92,388,182円	
令和7年度	92,388,182円	
合計	184,776,364円	

③共通基盤（クライアント管理、サーバ管理）

年度	上限額（税別）	備考
令和6年度	0円	支払期間は令和8年1月から令和12年12月までとし、月額3,828,460円を上限とする
令和7年度	11,485,380円	
令和8年度	45,941,520円	
令和9年度	45,941,520円	
令和10年度	45,941,520円	
令和11年度	45,941,520円	
令和12年度	34,456,140円	
合計	229,707,600円	

4. 実施形式

公募型

5. スケジュール

令和6年3月1日	公示日
令和6年3月1日～令和6年3月21日	仕様書等の提供申請
令和6年3月8日まで	質問書の提出期限
令和6年3月15日まで	質問書に対する回答
令和6年3月1日～令和6年3月21日	参加意向申出書等提出期間
令和6年3月28日【予定】	資格審査・結果通知
令和6年3月22日～令和6年4月1日	提案書の提出期間
令和6年4月19日【予定】	プレゼンテーション
令和6年5月上旬【予定】	審査結果通知
令和6年5月中旬【予定】	契約締結

6. 参加資格

企画提案書の提出締切時点で、単独の事業者の場合は、①から⑩までの全ての要件を満たすこと。

また、共同事業体※の場合は、いずれかの構成員が①の要件を満たすと同時に、それぞれ構成員で②から⑩までの要件を満たすこと。

- ① 平成 25 年（2013 年）度以降に、本業務と類似する以下のそれぞれの業務に対して、人口 20 万人以上の自治体での受注実績を有すること。
 - ・クラウド環境への専用線導入及び運用保守業務
 - ・仮想サーバ及び認証基盤の構築及び運用保守業務
 ※上記と類似する業務が同一契約に含まれる場合も可とする。
 - ② 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が管理する情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）又はプライバシーマークの付与認定を受けていること。
 - ③ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当しない者であること。
 - ④ 久留米市から指名停止措置を受けてないこと。
 - ⑤ 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。
 - ⑥ 福岡県内の参加申込者の場合は所在地の区分に応じ、次に定める地方税等を完納していること。
 - ・久留米市内 県税、市税及び国民健康保険料（個人事業主に限る。）
 - ・久留米市以外の福岡県内 県税
 - ⑦ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
 - ⑧ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - ⑨ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
 - ⑩ 令和 6 年 3 月 21 日時点において久留米市競争入札参加資格名簿に登録されていること。
- ※ 単独で対象業務を行えない場合、適正な業務を遂行できる共同事業体（対象業務を共同して行うことを目的として複数の民間企業者により構成される組織を言う。以下同じ。）として産することができる。その場合、参加申込書等提出時までに共同事業体を構成し、代表者を決め、他の者は構成員として参加するものとする。また、共同事業体の構成員は他の共同体の構成員となり、又は、単独で参加することはできない。なお、共同事業体の代表者及び構成員は、共同事業体結成予定書を作成し、提出すること。

7. 仕様書等提供の申請手続き

(1) 仕様書等提供の申請

仕様書等提供申請書（様式第 1 号）は、事前に電話の上、担当部局へ提出すること。本市が受理した後、仕様書等（久留米市ガバメントクラウド接続及び共通基盤システムの導入・運用保守業務委託仕様書、久留米市共通基盤システムの導入及び運用保守業務提案書作成要領）を渡すものとする。

また、様式集については、久留米市ホームページよりダウンロードすること。

(2) 交付期間

令和 6 年 3 月 1 日から令和 6 年 3 月 21 日まで

(3) 交付方法

事務局よりメールで交付する。

8. 質疑・応答

(1) 質問方法

本プロポーザルの実施要項及び仕様書等に関する質問については、件名を次のとおり記載した質問書（様式第2号）を電子メールに添付して、「17. 問い合わせ先」あてに送信し、着信確認の電話連絡をすること。電話又は口頭による質問は受け付けない。また、質問期限以降の質問は、一切受け付けない。

件名：【会社名】「移行業務プロポーザル質問書」

(2) 期限

令和6年3月8日17時まで（必着）

(3) 回答方法

令和6年3月15日までに、質問書（様式第2号）に記載したメールアドレスあてに電子メールで回答する。また、質問の回答は本要領の追加または修正とみなす。

9. 参加申込の手続き

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、実施要項、仕様書及び関係法令等の各規程を理解した上で、次の書類を提出すること。なお、カ、キは参加申込期限から3ヶ月以内に発行されたものに限る。また、久留米市競争入札参加資格有資格名簿の登録者の場合、カ、キ、ク、ケは不要とする。

(a) 参加意向申請書等の提出書類

ア 参加申込書(様式第3号)	1部
イ 会社概要書(様式第4号)	1部
ウ 参加資格調書(様式第5号)	1部
エ 業務実績調書(様式第6号)	1部
オ ISMSの認証取得証明書又はプライバシーマークの認証等の写し(任意様式)	1部
カ 登記事項全部証明書(個人の場合、身分証明書)	1部
キ 納税(滞納なし)証明書(国税、都道府県税、市町村税)	1部
ク 役員等調書及び照会承諾書(様式第7号)	1部
ケ 委任状(支店等に参加手続き等の委任を行う場合)(様式第8号)	1部
コ 共同事業体結成予定書(様式第9号)	1部
※ 代表者：ア、ケ	
※ いずれかの構成員：エ	
※ 共同企業体に属する全ての構成員分：イ、ウ、オ、カ、キ、ク	

納税証明書（参加申込者の法人・個人別、所在地区分ごとの必要書類）

所在地区分	税区分		法人	個人	
		税目			
市内	県外	国税等	国税に未納がない証明 (納税証明書その3の3)	国税に未納がない証明 (納税証明書その3の2)	
		市外かつ 県内	福岡県税	福岡県税に未納がない証明	福岡県税に未納がない証明
		久留米市税	法人市民税、市県民税、固定資産税、軽自動車税	久留米市税に滞納がない証明	久留米市税及び国民健康保険料に滞納がない証明
		久留米国保	国民健康保険	—	

(例1：市内・法人の場合、「国税等」「福岡県税」「久留米市税」の証明を提出)

(例2：県外・法人の場合、「国税等」の証明を提出)

(b) 提案書等の提出書類	
ア 企画提案書(「10. 企画提案書作成方法」を参照)	15 部
イ 価格提案書(様式第 10 号)	1 部
ウ 価格提案書の内訳書(様式第 11 号)	1 部
エ ガバメントクラウド運用管理補助サービス仕様(自由様式)	1 部
オ ガバメントクラウド利用申請情報(様式第 12 号)	1 部
カ 業務従事メンバー状況表(体制図)(様式第 13 号)	1 部
キ 業務従事メンバー状況表(役割)(様式第 14 号)	1 部

(2) 提出期間及び時間

(a) 参加意向申請書等の提出書類

令和 6 年 3 月 1 日から令和 6 年 3 月 21 日 17 時まで(土日祝日を除く)

(b) 提案書等の提出書類

令和 6 年 3 月 22 日から令和 6 年 4 月 1 日 17 時まで(土日祝日を除く)

(3) 提出方法

(a) 参加意向申請書等の提出書類

電話にて事務局へ連絡し、持参又は郵送(配達証明書付き書留郵便)にて提出すること。

(b) 提案書等の提出書類

電話にて事務局へ連絡し、手渡しにて提出すること。手渡しに際し、会社名、所属、氏名等が分かるものを持参すること。

(4) 提出先

「17. 問い合わせ先」に記載する担当窓口

10. 企画提案書作成方法

「久留米市ガバメントクラウド接続及び共通基盤システムの導入・運用保守業務委託提案書作成要領」を参照。

11. 審査方法

企画提案書等については、プレゼンテーションの実施後に、本プロポーザル審査委員会が審査する。

(1) 審査評価

企画提案審査評価は、「久留米市ガバメントクラウド接続及び共通基盤システムの導入・運用保守業務委託評価項目表及び評価基準」に基づき実施する。

(2) プレゼンテーション実施日

令和 6 年 4 月 19 日【予定】

(3) 実施場所、提案場所、質疑応答

企画提案書を提出した者に対して別途通知する。

(4) 参加人数 5 人以内

(5) 留意事項

ア スクリーンは、本市が準備する。ただし、パソコン、プロジェクターは各提案者が準備すること。

イ プレゼンテーションにおいて、会社名が判る口頭での説明や、画面上での会社名の記載は行わないこと。

12. 候補者の選考方法

(1) 失格者を除いた者のうち、総合点が最も高い者を契約の相手方の候補者として選定する。ただし、適切な提案がない場合には、候補者を選定せず、プロポーザルの手続きを中止するものとする。

- (2) 最高点の者が複数の場合は、非価格点の点数が最も高い者を契約の相手方の候補者として選定する。
- (3) 提案者が1者であった場合においても本プロポーザルは有効とする。

1 3. 審査結果

- (1) 通知方法 プレゼンテーション審査を行った全ての者に文書にて通知する。
- (2) 通知時期 令和6年5月上旬【予定】
- (3) その他 審査結果に係る問合せ等は、一切受け付けない。

1 4. 失格事項

- 次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。
- ア 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
 - イ 提出書類に虚偽の記載があった場合、または提出書類に不備があった場合
 - ウ 実施要項で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
 - エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
 - オ プレゼンテーションを正当な理由なく欠席した場合
 - カ 価格提案書の金額が「3. 予算額」を超過した場合(各業務や各年度の上限額を超えた場合も同様とする)
 - キ 評価基準に基づく提案者の『非価格点』の合計が『非価格点』配点の60%未満の場合

1 5. 情報公開及び提供

市は提出された企画提案書等について、久留米市情報公開条例（平成13年9月28日条例第24号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とする。

1 6. その他

- (1) 参加辞退の場合
書類提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、「17. 問い合わせ先」に提出すること。
- (2) 提出書類
ア 提案書の提出は、1社につき1案とする。
イ 提出されたすべての書類は返却しない。また、提出後の差し替え及び追加、削除は認めない。
ウ 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
エ 本提案にかかる書類作成及び提出費用など、必要な経費は全て企画提案者の負担とする。また、やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを中止することがあるが、この場合、本公募型プロポーザル方式に要した費用を本市に請求することはできない。
- (3) 著作権等の権利
企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。ただし、本市と契約に至った者が作成した企画提案書については、市が必要と認める場合には、市は、あらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

- (4) 異議申立
申請者は、本プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (5) 言語及び通貨単位
手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (6) 年度開始前準備行為
本プロポーザル方式については、令和6年度予算の成立を前提に行う年度開始前準備行為であり、本業務における予算が成立した場合には、選定事業者と令和6年5月中旬に契約を締結する予定である。このため、本業務における予算が成立しなかった場合には契約を締結しない。この場合、本プロポーザルに要した全ての費用について、久留米市に請求することができず、本プロポーザル参加者の負担となるため、事前にご了承ください。

17. 問い合わせ先

〒830-8520 久留米市城南町15番地3
久留米市 総務部 情報政策課 (担当：齊藤、池田)
電話 0942-30-9060 ファクシミリ 0942-30-9708
電子メールアドレス jimukan@city.kurume.lg.jp